

(別表-2③)

《2割・3割》 ■介護老人福祉施設 文珠苑 施設入所利用料金(多床室) R5年4月1日改定

要介護度	負担限度額	保険請求内訳	実費請求内訳		合 計		
		サービス費 2割負担	居住費	食費	1日	30日	31日
要介護1	対象外	¥ 1,493	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 4,273	¥ 128,385	¥ 132,660
要介護2	対象外	¥ 1,649	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 4,429	¥ 133,044	¥ 137,470
要介護3	対象外	¥ 1,811	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 4,591	¥ 137,907	¥ 142,500
要介護4	対象外	¥ 1,965	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 4,745	¥ 142,569	¥ 147,312
要介護5	対象外	¥ 2,120	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 4,900	¥ 147,157	¥ 152,056
要介護度	負担限度額	サービス費 3割負担	居住費	食費	1日	30日	31日
要介護1	対象外	¥ 2,239	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 5,019	¥ 150,878	¥ 155,900
要介護2	対象外	¥ 2,473	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 5,253	¥ 157,866	¥ 163,115
要介護3	対象外	¥ 2,717	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 5,497	¥ 165,160	¥ 170,660
要介護4	対象外	¥ 2,948	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 5,728	¥ 172,154	¥ 177,878
要介護5	対象外	¥ 3,179	¥ 1,060	¥ 1,720	¥ 5,959	¥ 179,035	¥ 184,994

※上記の計算方法について：■(別表-1介護度単位数+別表-1①~⑥計81単位)×日数+⑦~⑨(80単位(注1)=A ■A×8.3%=B(処遇改善加算(注2)) ■A×2.7%=C(特定処遇改善加算(注2)) ■A×1.6%=D(ケア・アップ支援加算(注2)) ■(A+B+C+D)×10.14円(地域単価=E(サービス費合計(注3)) ■E×80%・90%=F(介護保険分(注4)) ■E-F(サービス利用料金自己負担分)+(居住費+食費)×日数=合計金額 (注1)月単位での算定につき1日当たりには含まれていません。(注2)四捨五入 (注3、4)小数点以下切捨

【介護保険負担限度額】負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)とは、介護保険施設に入所している人のうち、年金などの収入・資産が一定以下の人に対して「自己負担上限額」という基準を設け、それを越えた居住費・食費の負担額が介護保険から支給される制度です。(※市町村に申請が必要)

と負担軽減所得対象

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。) ※全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額 + 合計所得金額が80万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額 + 合計所得金額が80万円~120万円 	<ul style="list-style-type: none"> 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額 + 合計所得金額が120万円超 	<ul style="list-style-type: none"> 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者 	